大和市ふるさと納税返礼品等事業者及び返礼品等募集要項

１ 目的

大和市では、本市の魅力を発信するとともに市内産業の振興などを図るため、本市に寄附をした市外在住者に対し、お礼の品として、商品やサービス（以下、返礼品等という）の贈呈を行います。この募集要項では、返礼品等を提供する法人、団体または個人事業者(以下、「返礼品等事業者」という)及び返礼品等を選定するための要件などについて定めます。

２ 返礼品等事業者の要件

返礼品等事業者は、下記のすべての要件を満たすこととします。

（１）市税等を滞納していないこと。

（２）本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場、販売所、畑等のいずれかが市内にある法人・団体または個人事業者であること。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

（３）返礼品等の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できるパソコン及び電話等の通信手段を有すること。

（４）各種法令等を遵守し、事業活動を行っていること。

（５）大和市暴力団排除条例(平成 23 年 9 月 29 日条例第 4 号)第 2 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

（６）返礼品等事業者として適当であると市長が認めるもの。

３ 募集する返礼品等について

募集する返礼品等は、下記のすべての要件に適合することとします。

ただし、適合する場合も、ふるさと納税ポータルサイトの掲載基準に合致しない場合など、ポータルサイトによっては掲載されないことがあります。

（１）総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当するもの。(別添資料参照)

（２）本市の魅力の発信や市内産業の振興などに資するものであること。

（３）品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであれば取り扱い可能とする。

（４）飲食物の場合は、寄附者に返礼品等が到着後、一定期間の消費または賞味期限が保証されていること。

（５）サービスの提供については、大和市内で提供されること。また、一定の利用期間を設けるものとし、期間限定のものを除き、原則として有効期限が発送日から半年間以上あること。

（６）次に掲げる事項に該当しないこと。

①貴金属その他資産性が高いもの

②プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金その他金銭類似性があるもの

（７）関係法令を遵守しているものであること。

（８）公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのないもの。

（９）本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

（１０）返礼品等として適当であると市長が認めるもの。

４ 返礼品等の価格及び寄附額の設定について

・返礼品等の価格は、平成 29 年 4 月の総務省通知に基づき、原則として 110,000 円を上限としますが、上限を超える返礼品等の提案を希望する場合には別途ご相談ください。

・返礼品等の価格は、商品の梱包に係る費用及び消費税を含んだ価格で提案してください。

・寄附額は 1 万円を下限とし、総務省の基準に基づいて、返礼品等の価格に 3 分の 10 をかけた額（千円未満切り上げ）を基本として、募集費用総額が 5 割以下となるよう本市が決定します。

（寄附額の目安）

大和市への寄附額	返礼品等の価格（梱包費及び消費税込み。送料除く）
1万円	2,701 ～ 3,000円
1万1千円	3,001 ～ 3,300円
1万2千円	3,301 ～ 3,600円
1万3千円	3,601 ～ 3,900円
1万4千円	3,901 ～ 4,200円
1万5千円	4,201 ～ 4,500円
1万6千円	4,501 ～ 4,800円
1万7千円	4,801 ～ 5,100円
1万8千円	5,101 ～ 5,400円
1万9千円	5,401 ～ 5,700円
2万円	5,701 ～ 6,000円
⋮	⋮
37万円	109,701 ～ 110,000円

※要冷蔵／冷凍、宅配業者の規格を超える返礼品等については、送料が通常より高くなるため、上記の目安のとおりに寄附額を設定しない場合があります。

５ ふるさと納税業務代行事業者

返礼品等の開発や発注・配送管理、返礼品等事業者との契約、クレーム対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品等取扱業務全般について、次の業務委託事業者へ委託します。

業務委託事業者　　株式会社さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2-1 京橋エドグラン 13 階

※問い合わせ窓口　さとふるサポートセンター　電話　03-6680-2766

受付時間　10:00～17:00　（祝祭日・特定休業期間を除く平日）

６ 実施フロー

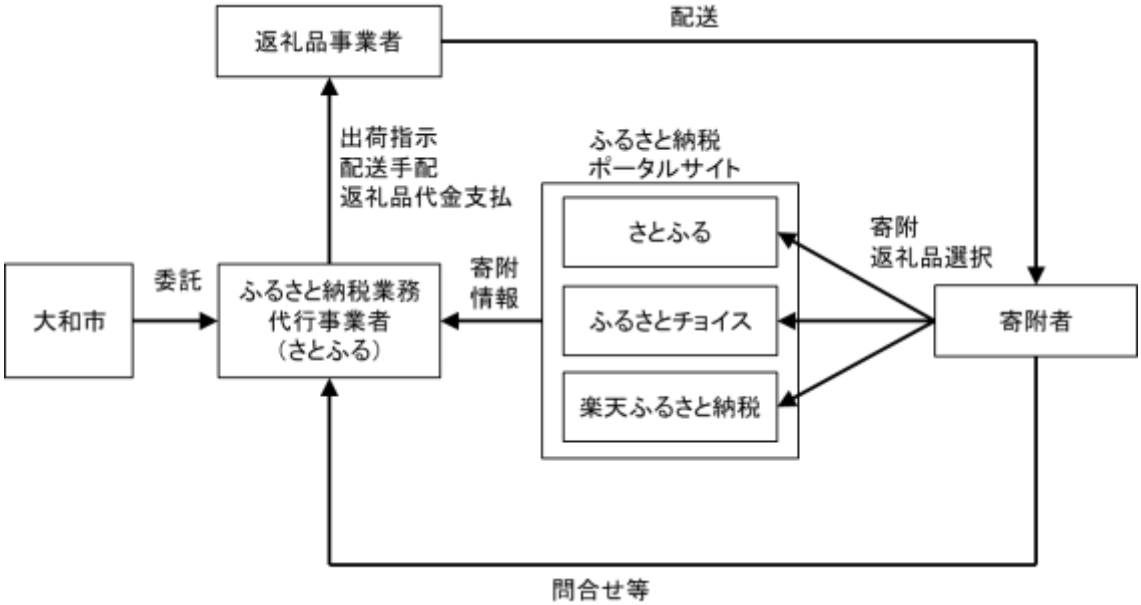

・送料は、原則として市が負担します。

・返礼品等の代金については、ふるさと納税業務代行事業者から、振込手数料を差し引いた金額をお支払いします。

７ 申込方法

ふるさと納税返礼品等事業者及び返礼品の申し込みについては、随時受付を行います。

（１）提出書類

・大和市ふるさと納税返礼品等事業者及び返礼品等申込書

・返礼品等の外観、梱包サイズなどが分かる資料及び写真

・照会承諾書

（２）返礼品等事業者及び返礼品等の審査について

・提出書類に基づき、本市において返礼品等事業者及び返礼品等の審査を行い、その結果を適宜、申込者に通知します。

・承認通知を受けた返礼品等事業者は、ふるさと納税業務代行事業者と売買契約を締結するとともに、返礼品等の提供を開始できるよう、ふるさと納税業務代行事業者の指示のもと、ポータルサイトへの登録作業を行ってください。

・本市による審査で承認された返礼品等であっても、総務省への申出の結果、地場産品基準を満たさないと判断された場合には、ポータルサイトへの掲載を中止します。

８ その他

（１）返礼品等事業者は、個人情報の取扱について、大和市個人情報保護条例（平成 15 年 10 月６日条例第 22 号）及び関係法令を遵守してください。

（２）寄附者の個人情報は、返礼品等の送付以外の目的で使用できません。ただし、返礼品等の発送時に同封した商品カタログ、チラシ等により改めて寄附者から返礼品等事業者への商品申込があった場合等で入手された個人情報は、対象外とします。

（３）返礼品等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、苦情等の内容についてふるさと納税業務代行事業者へ必ずご報告ください。

（４）品質等による補償や苦情対応について、市は一切責任を負いません。

９ 申込書等提出先・お問合せ先

大和市役所 政策総務課

〒242-8601　大和市下鶴間 1-1-1

電話：046-260-5302　　FAX：046-261-4592